

条例の柱だてと条文の概要（案）

◆前 提

協働のまちづくり推進条例は、前文と 7 章、全 20 条の条文で構成します。

また、条例には基本理念と基本原則、市民の皆さんや市などの役割と市民参加による協働を推進するための仕組みなどを明らかにするとともに住民主体のまちづくりのルールなどを定めます。

◆柱だて

◎前 文

市の現状と課題、これまでの経緯、目指すまちづくりの姿、条例の趣旨を記載します。

◎第 1 章 総 則

目 的 第 1 条 条例の目的を定めます。

定 義 第 2 条 条例中の各用語の定義を定めます。

基本理念 第 3 条 協働のまちづくりを進めるための基本ルールを定めます。

◎第 2 章 市民の役割

市民の役割 第 4 条 市民のまちづくりを担う役割を定めます。

◎第 3 章 市の役割

市の役割 第 5 条 市がまちづくりに果たす役割を定めます。

市の責務 第 6 条 市がまちづくりに果たすべき責任について定めます。

◎第 4 章 協働の推進

情報共有 第 7 条 市民と市が互いに情報を発信し、共有することを定めます。

市民参加の対象 第 8 条 市民参加の対象範囲について定めます。

市民参加の方法 第 9 条 市政に市民が参加する方法について定めます。

人材育成 第 10 条 まちづくりを担う人材の育成について定めます。

◎第5章 地域協議会

設 置 第11条 附属機関として、地域協議会を置くことについて定めます。

役 割 第12条 役割について定めます。

組 織 第13条 委員数などについて定めます。

任 期 第14条 委員の任期について定めます。

委 任 第15条 運営方法等を別の規則で定めることについて定めます。

◎第6章 まちづくり活動の推進

まちづくり活動団体の役割

第16条 まちづくり活動団体の定義と役割について定めます。

まちづくり活動団体との協働

第17条 市が行うまちづくり活動団体への役割について定めます。

まちづくり活動団体の拠点

第18条 まちづくり活動団体の活動拠点について定めます。

◎第7章 雑 則

条例の見直し 第19条 条例の見直しについて定めます。

その他 第20条 条例の施行に関し必要な事項について定めます。

条例の柱だて（イメージ）

項目	条例検討委員会で出た意見	条文に盛り込むポイント
◎前 文	<p>1.浜田市の現状・制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治区制度の後継である ・自治区制度に代わる地域に根差した制度 ・地域協議会の取組 ・持続する仕組み <p>2.浜田市らしさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴、地域らしさを大切にする ・すべての人が浜田市を愛し続けることが出来る ・浜田らしさを大切に ・第一次産業の発展、“浜田らしさ” ・伝統や文化を受け継ぐ ・地域資源の掘り起こしを図る ・地域愛を持つ人を増やす ・地域に愛着を持った人を育てる ・若い人が出ていかない、帰ってくるまち ・企業の発展と参画 <p>3.全ての市民の幸福</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供にも分かりやすい文言 ・全市民がオール浜田の考えで進んでいくまちづくり ・浜田市がワンチームになるために ・住民が笑顔で過ごせる環境づくり ・安心して住みよいまちづくり ・見守り、見守られる安心のある地域 ・子育てに希望が持てるまち ・高齢者や子供が住みやすい社会 ・女性が活躍しやすい環境づくり ・弱い者にやさしいまち ・子供を地域で見守る共育 ・子供たちに分かりやすい地域 ・世代交代が上手に進められる地域 ・皆が支える地域の高齢者 ・デメリットをメリットに変えていく ・その地域に住む一人一人を大切に、尊重し平等に ・浜田で一生幸せに暮らせる安全で安心なまちづくり ・生活基盤が弱い地域への対応を明確に ・生産機能の維持が困難な地域の福祉向上を ・弱い地域に対する支援（財源） ・よそ者という言葉が出ない社会 	<p>1.浜田市の現状・制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治区制度の後継 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2.浜田市らしさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴、地域らしさを大切にする ・地域愛を持つ人を増やす ・浜田らしさを大切に ・伝統や文化を受け継ぐ <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3.全ての市民の幸福</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子供が住みやすい ・弱い者にやさしい ・子育てに希望が持てる ・一人一人を大切にし、尊重し平等に ・住民が笑顔で過ごせる ・女性が活躍しやすい ・安全で安心 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4.協働のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人が出ていかない、帰ってくるまち ・全市民がオール浜田の考えで進んでいくまちづくり ・持続する仕組み

条例の柱だて（イメージ）

項目	条例検討委員会で出た意見	条文に盛り込むポイント
<p>◎第1章 総則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目的</p> <p>第1条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰にも役割があるまち ・ 役割分担 ・ 市と市民が共に行動する ・ 自治の意識を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担 ・ 市と市民が共に行動する ・ 一生幸せに暮らせる安全で安心なまちづくり
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定義</p> <p>第2条</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.住民主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他人事を我が事にする ・ 自立を目指す人づくり ・ 主体性を持った生活 ・ 主体に関わる ・ 市民一人一人がまちづくりの主体である ・ みんなの課題を我が事と思える住民に ・ 一人一人の力が発揮できる浜田市 ・ 自分の町は自分達でつくる ・ 自分は地域の一人の主役となろう ・ 主体的に関わる人を増やすまちづくり <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2.協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民全員が参画できるまちづくり ・ 総市民参加を目指す ・ 誰もが参加しやすいまちづくり ・ 全員が地域の事を自分の事として考えられる ・ 一人の百歩より百人の一步、皆でつくる街づくり ・ 多くの世代の人が話し合いに参加 ・ 子供が参画できる地域 ・ 若い世代の参画を ・ 若者の意見が通りやすい環境づくり ・ 子供から高齢者まで声を行政に届けられる ・ 市民参画の機会を増やす ・ お互いが知り合いに ・ 地域社会への貢献 ・ 地域貢献が幸せを生む ・ 多種多様な人との協働 ・ 分かち合い育ちあい ・ 様々な立場、違いを認め合う ・ 地域のつながりを再確認する ・ パートナーシップ ・ できないことを組み合わせる共生を ・ 皆でつくり個々も頑張る ・ 自助、公助、共助のまちづくり ・ 市民と行政が対等な立場で ・ 公と市民が対等の立場で <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3.情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の取組の共有 ・ 様々な団体との横のつながり ・ 交流人口が多い地域づくり 	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人一人がまちづくりの主体 ・ 立場、違いを認め合う ・ 役割分担 ・ 市と市民が共に行動する <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2.まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会への貢献 ・ 対等な立場 ・ 取組の共有 ・ 全員が参画できる ・ 話し合いに参加 <p>他に定義が必要な項目例</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3.市民</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4.まちづくり活動団体</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5.市</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6.事業者</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7.地域コミュニティ</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8.市民参加</p>

条例の柱だて（イメージ）

項 目	条例検討委員会で出た意見	条文に盛り込むポイント
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基本理念</div> 第 3 条	（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人一人がまちづくりの主体である ・ 自分は地域の一人の主役となろう ・ 主体的に関わる人を増やすまちづくり ・ 伝統や文化を受け継ぐ ・ 浜田らしさを大切に ・ その地域に住む一人一人を大切に、尊重し平等に ・ 自助、公助、共助のまちづくり ・ 各地域の取組の共有 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基本理念・原則</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助、公助、共助 ・ 自分は地域の一人の主役 ・ 市民一人一人がまちづくりの主体 ・ 尊重し平等に ・ 浜田らしさを大切に ・ 伝統や文化を受け継ぐ ・ 主体的に関わる ・ 取組の共有
◎第 2 章 市民の役割 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市民の役割</div> 第 4 条	（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特徴、地域らしさを大切にする ・ 主体に関わる ・ 自分の町は自分達でつくる ・ 分かち合い育ちあい ・ 様々な立場、違いを認め合う ・ 主体的に関わる人を増やすまちづくり ・ その地域に住む一人一人を大切に、尊重し平等に ・ 各地域の取組の共有 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市民の役割</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に関わる ・ 尊重し平等に ・ 地域の特徴、地域らしさを大切 ・ 取組の共有
◎第 3 章 市の役割 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市の役割</div> 第 5 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市の責務</div> 第 6 条	今後協議	
◎第 4 章 協働の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">情報共有</div> 第 7 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市民参加の対象</div> 第 8 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市民参加の方法</div> 第 9 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">人材育成</div> 第 10 条	今後協議	
◎第 5 章 地域協議会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">設 置</div> 第 11 条	今後協議	

条例の柱だて（イメージ）

項 目	条例検討委員会で出た意見	条文に盛り込むポイント
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">役 割</div> 第 12 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">組 織</div> 第 13 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">任 期</div> 第 14 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">委 任</div> 第 15 条	今後協議	
◎第 6 章 まちづくり活 動の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> まちづくり 活動団体の 役割 </div> 第 16 条	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1.市民活動団体</div> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会・まちづくり推進委員会・自治会・町内会・自治会長会・連合自治会・婦人会・女性ネットワーク・社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・福祉法人・浜田市健康長寿推進協議会・高齢者クラブ、サロン・民生児童委員協議会・老人施設協議会・公民館・消防署・消防団・自主防災組織・駐在所・防犯協会・交通安全協会・郵便局・医療機関・食生活改善推進協議会・消費者問題研究会・交通指導員・見守隊（青パト）・商店、事業所（見守り）・県立大学（見守りサークル）・市民団体（スポーツ、文化）・PTA・子供育成会・主任児童委員の会・保育園、幼稚園・NPO（おやこ劇場）・スポーツ少年団（浜田ボイス）・子育て支援団体・若者グループ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">2.大学、専門学校、小学校・中学校・高等学校、 図書館・博物館・公民館等の教育機関</div> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校・校長会（小、中）・水産高校・専門学校・県立大学・公民館 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">3.生産団体</div> <ul style="list-style-type: none"> ・JA（女性部）・集落営農組合・各種農業生産団体・森林組合・JF・水産高校・地域生産活動グループ・和紙協同組合・建設業協会・郵便局・バス、交通機関・サービス業者（温泉、飲食、理美容）・買い物支援・介護団体・NPO・新規起業家・浜田商工会議所・石央商工会（女性部） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">4.観光、文化交流団体</div> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会・文化協会・神楽社中・神社氏子・口説き・郷土史家・企業メセナ・文化サークル、団体（舞踊、茶道、合唱団、フラダンス）・若者グループ・老人クラブ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5.行政機関</div> <ul style="list-style-type: none"> ・行政（国、県）・消防署・駐在所 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1.市民活動団体</div> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心、文化、健康、生きがい活動等の活動により、市民生活の維持、活性化の基盤、地域コミュニティ活性化への貢献 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">2.学校、図書館・博物館・ 公民館等の教育機関</div> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学びの機会提供と地域を担う人材育成、市民・地域との連携協働による地域課題の解決、地域活性化への貢献 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">3.生産団体</div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、地域との連携協働による地域課題の解決、地域活性化への貢献 ・市民、地域との連携協働による持続可能な地域経済の担い手育成 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">4.観光、文化交流団体</div> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源（景観、森林、文化、歴史、伝統工芸品等）の強みを生かした集客交流による地域の活性化への貢献 ・市民、地域との連携協働による交流人口、関係人口拡大への貢献 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5.行政機関</div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の基盤形成、生活支援 ・資金・人的サポート、アドバイス等市民・地域との連携協働による地域活性化の支援

条例の柱だて（イメージ）

項 目	条例検討委員会で出た意見	条文に盛り込むポイント
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">まちづくり 活動団体の との協働</div> 第 17 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">まちづくり 活動団体の 拠点</div> 第 18 条	今後協議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 80%;">（仮称）コミュニティセンター</div>
◎第 7 章 雑則 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">条例の見直し</div> 第 19 条	今後協議	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 第 20 条	今後協議	